

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第5区分
 【発行日】平成18年11月30日(2006.11.30)

【公開番号】特開2004-276905(P2004-276905A)

【公開日】平成16年10月7日(2004.10.7)

【年通号数】公開・登録公報2004-039

【出願番号】特願2003-359873(P2003-359873)

【国際特許分類】

B 60 R 13/02 (2006.01)

【F I】

B 60 R 13/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月17日(2006.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トリムストリップを車両ボディに固定するためのクリップにおいて、

第1の部分と第2の部分とを有しており、

前記第1の部分が、該第1の部分の第1の側から第2の側まで伸びた、互いに間隔を置きながら横方向に伸びた第1の溝及び第2の溝を有しており、該第1の溝及び第2の溝がそれぞれ実質的にその長さに亘って歯を有しており、

前記第1の部分がさらに、第1の部分の第1の側から第2の側まで、第1の溝及び第2の溝に対して平行に、第1の溝と第2の溝との間に伸びた開口を有しており、

前記第1の部分がさらに、車両ボディと相互作用するよう構成された舌片装置と、

トリムストリップに取り付けられた対応するフランジ装置と係合するよう構成されたフランジ装置とを有しており、

前記第2の部分が、中央開口を有するボディ部分を有しており、前記開口が、車両のT字形スタッドと係合するよう構成されており、

前記第2の部分がさらに、前記ボディ部分の第1の側から第2の側まで伸びた、互いに間隔を置いて配置された第1の延長部及び第2の延長部を有しており、該第1の延長部及び第2の延長部の寸法が実質的に第1の溝及び第2の溝の寸法に相当し、前記第1の延長部及び第2の延長部が、その長さに沿って、第1の溝及び第2の溝の歯に対して相補的でかつ対応する歯を有しており、

前記ボディ部分が第1の部分の側部における開口を通じて受容され、これにより、第1の延長部及び第2の延長部が第1の溝及び第2の溝のうちの対応する溝に受容され、第1の部分と第2の部分との相対移動を許容するよう第2の部分が第1の部分内に摺動可能に連結されており、

第1の延長部及び第2の延長部の歯が、第1の溝及び第2の溝の歯に対して係合するよう構成されており、これにより、相対移動が、一方向でのみ、T字形スタッドに対する舌片装置の位置の調整を許容しつつその後に前記位置を維持するようになっており、これにより、舌片装置が、(a)第2の部分がT字形スタッドに固定されかつ(b)第1の部分が、舌片装置を車両ボディに位置決めするために第2の部分に対して移動させられた後、車両ボディに接触させられることを特徴とする、トリムストリップを車両ボディに固定するためのクリップ。

【請求項 2】

前記第1の部分の前記フランジ装置が、前記トリムストリップの前記フランジ装置の相補的な歯と係合する歯を有している、請求項1記載のクリップ。

【請求項 3】

前記フランジ装置がそれぞれ、第1のフランジ区分及び第2のフランジ区分を有している、請求項1記載のクリップ。

【請求項 4】

前記舌片装置が、第1の舌片区分及び第2の舌片区分を有している、請求項1記載のクリップ。

【請求項 5】

前記第1のボディ部分がさらに、車両ボディと相互作用する安定化装置を有している、請求項1記載のクリップ。

【請求項 6】

前記安定化装置が第1の延長部及び第2の延長部を有している、請求項5記載のクリップ。

【請求項 7】

第2の部分のボディ部分がさらに、ストッパと、肩区分とを有し、T字形スタッドが中央開口に収容されており、ストッパによって肩区分と係合して保持されている、請求項1記載のクリップ。